

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による 福祉資金 緊急小口資金（特例貸付）のご案内

貸付額 20万円以内（一括交付）

- 貸付金交付 申請から交付まで休日を除き1週間程度
- 据置期間 1年以内（令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長）
- 返済期間 2年以内（24回以内）
- 連帯保証人 不要
- 利子 無利子

※ただし、返済期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

■ 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯とします。
他道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。

■ お申込みに際して必要な書類等

- (1) 本人確認書類のコピー（健康保険証、運転免許証、パスポート、住基カード等）
- (2) 住民票（世帯全員が記載された発行後3か月以内のもの）
- (3) 申請書類一式
- (4) 通帳又はキャッシュカードのコピー（振込口座の確認用）

■ お申込みに当たって

お申込みに当たり、新型コロナウイルス感染の拡大防止、緊急事態宣言の発出を踏まえ、世田谷区社会福祉協議会あて郵送での申請をお願いしております。返送にあたりご面倒をおかけしますが、ご協力をお願い申し上げます。

■ お申込方法

郵送による申し込みをお願いしております。一部の事務所での受け取りができます。

■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座（ご本人名義に限る）に振り込みます。

■ ご返済について

原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。引落し口座の設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

【返済例】20万円借入れた場合 1回目～23回目 8,330円 最終回 24回目 8,410円

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

令和3年度住民税非課税（令和2年中の所得）または令和4年度（令和3年中）の住民税非課税の場合、償還が免除できるとされました。詳細が決まり次第、本会ホームページに掲載します。

◎お問い合わせ

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 ぷらっとホーム世田谷
電話 03-3419-2611
(〒154-0004 世田谷区太子堂 1-12-40 グレート王寿ビル6階)